



■ 小規模修繕等契約希望者登録制度の新規登録の方の受付を行っております。 ～新規登録を希望される方が対象です～

【募集期間：平成 26 年 8 月 15 日（金）～8 月 29 日（金）】

錦江町では、平成 24 年度から小規模修繕等契約希望者登録制度を行っております。

小規模修繕等契約希望者登録制度とは、町が発注する小規模で簡易な内容の修繕工事等（1 件 50 万円未満）について、錦江町建設業者等級別表に登録することが困難な町内の個人及び法人の事業者を対象に、登録制度を設け、町内の小規模な事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することにより、町内経済の活性化を図ることを目的とした制度です。

この制度を新規で希望される方は、**募集期間内に申請書等を役場総務課へ**提出してください。また、更新を希望される方は、更新手続きが必要となりますが、別途案内をいたしております。

なお、登録となった場合でも、**「修繕等がない場合や 2 人以上の見積りにより最低価格を提示された方に発注するため、登録があっても確実に契約することを約束するものではありません」**ので、あらかじめご了承ください。

1、対象となる修繕の種類等（3 は、電気工事士以上の資格者証の写し、4 は錦江町簡易水道事業指定給水装置工事事業者、錦江町農業集落排水設備指定工事店の資格者証・事業者証等が必要）

No.	業種	修繕の例示
1	大工	大工修繕、型枠修繕、造作修繕等
2	左官	左官修繕、モルタル修繕、モルタル防水修繕、吹き付け修繕、とぎ出し修繕、洗い出し修繕、ブロック・レンガ積み、タイル張り等
3	電気	構内電気設備・照明設備修繕、照明器具修繕、送配電設備修繕、受電盤・配電盤修繕等
4	管	冷暖房設備修繕、空調設備修繕、給排水・給湯設備修繕、厨房設備修繕、水洗便所設備修繕、ガス管配管修繕、ダクト修繕等
5	ガラス	ガラス取付け等
6	板金	板金加工取付修繕、建築板金修繕等
7	建具	サッシ取付け、シャッター取付け、金属製・木製建具取付け、ふすま取付け等
8	塗装	塗装、ライニング、布張り仕上げ等
9	内装	インテリア修繕、天井仕上修繕、内装間仕切り修繕、カーテン・ブラインド修繕、畳張替え等
10	屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく修繕工事
11	看板・標識製造	看板・標識等の製造、修繕
12	造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の補修、修繕
13	その他	各種機械・器具等修繕

2. 登録できる者

錦江町内に住所のある方及び錦江町内に主たる事業所を有する方（建設業の許可の有無、経営規模、従業員数は問いません。）

ただし、次の項目に該当する方は、登録できません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者であって復権を得ていない者
- (2) 錦江町建設業者等級別表（建築一式工事、土木一式工事、舗装工事）に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 自ら履行できない者
- (5) 納付すべき町税等（町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所運営費費用徴収金、学校給食費、住宅使用料、水道使用料、農業集落排水使用料、町畜産振興資金貸付金及び町奨学資金貸付金をいう。）の過年度分を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となるような活動を行う団体その他町の契約の相手方として不適当と認められる者

3. 提出書類等

- (1) 錦江町小規模修繕等契約希望者登録申請書（様式第 1 号）
※町税等調査同意書に必ず署名、押印をすること。
- (2) 修繕等実績調書（様式第 2 号）
- (3) 法人の場合－履歴事項全部証明書、個人の場合－代表者の身分証明書
- (4) 3 電気工事及び 4 管工事については、必ず資格者証・事業者証等の写しを添付

4. 登録期間

登録の有効期間は、平成 26 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの 2 年間を有効登録期間とします。

5. 申請受付及び問合せ先

〒 893-2392 錦江町城元 963 番地 錦江町役場総務課総務チーム TEL 22-0511